

平成十四年法律第一百六十六号

独立行政法人福祉医療機構法

目次

- 第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 役員及び職員（第六条～第十二条）
第三章 業務等（第十二条～第二十三条）
第四章 雜則（第二十四条～第二十九条）
第五章 罰則（第三十条～第三十二条）
附則

第一 章 総則

（目的）この法律は、独立行政法人福祉医療機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第一条 この法律は、独立行政法人福祉医療機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人福祉医療機構とする。

（機構の目的）

第三条 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれららの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もつて福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

（中期目標管理法人）

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

（事務所）

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 機構の資本金は、附則第二条第九項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。（理事の職務及び権限等）

（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行なう監事は、その間、監事の職務を行なへてはならない。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

（役員の兼職禁止の特例）

第九条 役員は、通則法第五十条の三に定めるもののほか、第十二条第一項第一号に規定する社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営することと、同項第二号に規定する施設を開設すること若しくは同項第三号及び第五号から第七号までに規定する事業を行うことを目的とする法人の役員となり、又は自ら、同項第一号に規定する社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営し、同項第二号に規定する施設を開設し、若しくは同項第三号及び第五号から第七号までに規定する事業を行なへてはならない。ただし、任命権者の承認を受けたときは、この限りでない。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十二条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 社会福祉事業施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設

で政令で定めるものをいう。以下の項において同じ。）を設置し、又は経営する社会福

祉法人その他政令で定める者（第四号において「社会福祉事業施設の設置者等」という。）

に対する中長期目標管理法人とする。

（業務等）

第十四条 機構は、第三条の目的を達成するた

め、次の業務を行う。

一 社会福祉事業施設（社会福祉法（昭和二十一年法律第四十五号）第二条に規定する社会

福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設

で政令で定めるものをいう。以下の項におい

て同じ。）を設置し、又は経営する社会福

祉法人その他政令で定める者（第四号において「社会福祉事業施設の設置者等」という。）

に対する中長期目標管理法人とする。

（事務所）

第十五条 機構は、第三条の目的を達成するた

め、次の業務を行う。

一 社会福祉事業施設（社会福祉法（昭和二十一年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。）を設置し、又は経営に必要な資金を貸し付けること。

二 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設（以下この項において「病院等」という。）を開設する個人又は医療法人（一般社団法人若しくは一般財團法人その他政令で定める法人（第四号において「病院等の開設者」という。）に対し、病院等（病院等の経営に関必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設に限る。）の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

三 指定訪問看護事業（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を行なう医療法人その他政令で定める者に対する、必要な資金を貸し付けること。

四 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。

五 身体上又は精神上の障害がある者につきその日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他の者が居宅において日常生活を営むに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるものを行う者に対して、必要な資金を貸し付けること。

六 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業（次号において「社会福祉振興事業」という。）を行なう者に対し、必要な資金を貸しそれに充てるものとする。

七 社会福祉振興事業を行う者に対し、助成を行うこと。

八 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。

九 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）の規定による退職手当金の支給に関する業務を行うこと。

十 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業

に対する心身障害者扶養保険事業（第四項において「心身障害者扶養保険事業」という。）に関する業務を行うこと。

十一 福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。

十二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九条の七の規定による委託を受けて行う同法第六十九条の三の規定による統計の作成等及び同法第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供に関する業務を行うこと。

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

前項第十号に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関する実施する共済制度で政令で定めるものをいう。

機構は、第一項第十号に掲げる業務の開始の際、地方公共団体との保険契約に関する保険約款を定め、厚生労働大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、生命保険会社と心身障害者扶養保険事業に関して心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を締結するものとする。

機構は、第一項第十号に掲げる業務及びこれまでの生命保険契約を締結するものとする。

機構は、第一項第十号に掲げる業務及びこれまでの生命保険契約に基づく保険金をもつて規定する生命保険契約に充てるものとする。

機構は、次の方による場合を除くほか、扶養保険資金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一項第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託

機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

の契約の内容につき厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第一項第七号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構の理事長」と、同法第一条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(業務の委託)

第十四条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(区分経理)

第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

1 第十二条第一項第一号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 第十二条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

3 第十二条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(積立金の処分)

第十六条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項における)

いて「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた

中期目標(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定及び同条第三号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券)

第十七条 機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による債券(当該債券に係る債権が第十九条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定

は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各项に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(債券の担保のための貸付債権の信託)

第十九条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた、債券に係る債務(前条の規定により政府が保証するものを除く。)の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は信託業務を営む金融機関(次条第一号において「信託会社等」という。)に信託することができる。

(資金の調達のための貸付債権の信託等)

第二十条 機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福

祉医療機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 貸付債権の一部を資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社に譲渡すること。

3 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(信託の受託者からの業務の受託等)

第二十一条 機構は、前二条の規定によりその貸付債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権の譲受人から当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

2 機構は、前項の規定により受託した業務の一部を第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けた金融機関に委託することができること。

(信託の受託者からの業務の受託等)

第二十二条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(償還計画)

6 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第二十六条 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、通則法第六十四条第一項及び前条第一項の規定による立入検査(第十二条第一項一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係るものに限る。)の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について厚生労働大臣に報告するものとする。

(権限の委任)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一

第二十三条 削除

第四章 雜則

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)において、福祉又は医療に係るサービスの安定的な提供を図るために緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に関する必要な措置をとることを求めることができる。

6 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(報告及び検査)

2 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十四条第一項の規定により委託を受けた金融機関(第二十二条第一項の規定により委託を受けた金融機関を含む。以下この項及び第三十一条において「受託金融機関」といふ。)に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に受けた金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査(第十二条第一項一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係るものに限る。)の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について厚生労働大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一

部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(財務大臣との協議)

第二十七条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十二条第三項若しくは第七項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十九条、第二十条又は第二十二条の認可をしようとするとき。

二 第十二条第六項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

三 第十六条第一項の承認をしようとするとき。

四 第十六条第三項の厚生労働省令を定めようとするとき。

(主務大臣等)

第二十八条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十九条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章 賞罰

第三十条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第十二条第六項の規定に違反して扶養保険資金を運用したとき。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一條

附 則 抄

(施行期日)

から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(社会福祉・医療事業団の解散等)

第二条 社会福祉・医療事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除くべきものとする。

一 第十二条第三項若しくは第七項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十九条、第二十条又は第二十二条の認可をしようとするとき。

二 第十二条第六項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

三 第十六条第一項の承認をしようとするとき。

四 第十六条第三項の厚生労働省令を定めようとするとき。

(主務大臣等)

第二十八条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十九条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章 賞罰

第三十条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第十二条第六項の規定に違反して扶養保険資金を運用したとき。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一條

から第二十三条までの規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる機構の勘定において、各号においてそれぞれ定める旧事業団法に掲げる経理又は勘定から承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、それぞれ勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

一 第三号勘定 旧第三号経理(旧事業団法第二十二条第一項第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理(旧事業団法第二十八条第二項に規定する経理をいう。次号において同じ。))をいう。)

二 第四号勘定 旧第四号経理(旧事業団法第二十二条第一項第四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理をいう。)

三 第五号勘定 旧第一項勘定(年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第二十八条第一項に規定する業務に係る勘定(同法第二十八条第六号に規定する業務を含む。)に係る経理をいう。)

四 第四号勘定 旧第四号経理(旧事業団法第二十二条第一項及び第三項の規定により機構が承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福祉・医療事業団債券に係る債務について政府がしたう。次号において同じ。)をいう。)

五 第五号勘定 旧第一項勘定(年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第二十八条第一項に規定する業務に係る業務を含む。)に係る経理をいう。)

六 第六号勘定 旧第二号経理(旧事業団法第二十二条第一項に規定する業務に係る勘定をいう。)をいう。)

七 第七号勘定 旧第二号経理(旧事業団法第二十二条第一項及び第三項の規定により機構が承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福祉・医療事業団債券に係る債務について政府がしたう。次号において同じ。)をいう。)

八 第八号勘定 旧第三号経理(旧事業団法第二十二条第一項及び第三項の規定により機構が承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福祉・医療事業団債券に係る債務について政府がしたう。次号において同じ。)をいう。)

九 第九号勘定 旧第四号経理(旧事業団法第二十二条第一項及び第三項の規定により機構が承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福祉・医療事業団債券に係る債務について政府がしたう。次号において同じ。)をいう。)

十 第十号勘定 旧第五号経理(旧事業団法第二十二条第一項及び第三項の規定により機構が承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福祉・医療事業団債券に係る債務について政府がしたう。次号において同じ。)をいう。)

十一 第十一号勘定 旧第六号経理(旧事業団法第二十二条第一項及び第三項の規定により機構が承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福祉・医療事業団債券に係る債務について政府がしたう。次号において同じ。)をいう。)

十二 第十二号勘定 旧第七号経理(旧事業団法第二十二条第一項及び第三項の規定により機構が承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福祉・医療事業団債券に係る債務について政府がしたう。次号において同じ。)をいう。)

十三 第十三号勘定 旧第八号経理(旧事業団法第二十二条第一項及び第三項の規定により機構が承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福祉・医療事業団債券に係る債務について政府がしたう。次号において同じ。)をいう。)

第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三条 前条第一項の規定により機構が承継する

介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第七十四条の規定によりなお従前の例によるものとされた同条に規定する貸付金について

は、なお従前の例による。

第一項の規定により機構が事業団の権利及び

義務を承継したときは、次の各号に掲げる機構

の勘定において、各号においてそれぞれ定める

旧事業団法に掲げる経理又は勘定から承継した

資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、

それぞれ勘定に属する積立金又は繰越欠損金

として整理するものとする。

一 第三号勘定 旧第三号経理(旧事業団法第二十二条第一項第三号に掲げる業務(これに附

帯する業務を含む。)に係る経理(旧事業団法第二十八条第二項に規定する経理をいう。次号

において同じ。)をいう。)

二 第四号勘定 旧第四号経理(旧事業団法第二十二条第一項第四号に掲げる業務(これに附

帯する業務を含む。)に係る経理をいう。)

三 第五号勘定 旧第一項勘定(年金福祉事業

団の解散及び業務の承継等に関する法律(平

成十二年法律第二十号)第二十八条第一項に

規定する業務に係る勘定(同法第二十八条第

二項に規定する勘定をいう。)をいう。)

四 第六号勘定 旧第二号経理(旧事業団法第二

十二条第一項及び第三項の規定により機構が

承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福

祉・医療事業団債券に係る債務について政府が

したう。次号において同じ。)をいう。)

五 第七号勘定 旧第三号絏理(旧事業団法第二

十二条第一項及び第三項の規定により機構が

承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福

祉・医療事業団債券に係る債務について政府が

したう。次号において同じ。)をいう。)

六 第八号勘定 旧第四号絏理(旧事業団法第二

十二条第一項及び第三項の規定により機構が

承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福

祉・医療事業団債券に係る債務について政府が

したう。次号において同じ。)をいう。)

三三云書第二五言。又言之言之言第一圖二

等に関する法律（平成三十一年法律第十四号。以下この項及び次条第一項において「旧優生保護法一時金支給法」という。）第三条の一時金支払を行うこと。

元年法律第五十五号。次号及び次条第一項において「ハンセソ病元患者家族補償金支給法」という。）第三条の補償金の支払を行うこと。

元年法律第五十五号、次号及び次条第一項において「ハンセン病元患者家族補償金支給法」という。第三条の補償金の支払を行うこと。

二　國の委託を受けて、ハンセン病元患者家族
補償金支給法第十条第一項の補償金の支払を行つて、

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

機構は、前項の業務に係る経理については、
その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整
理しなければならない。

第一項の業務は、第三十二条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務になります。

（ハンセン病元患者家族補償金支払基金）

費用（その執行に要する費用を含む。）に充てるためにハンセン病元患者家族補償金支払基金（次項において「基金」という。）を設け、ハン

セン病元患者家族補償金支給法第二十七条第二項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。

機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額と同額に内分けしづらつて。

六条 社会福祉・医療事業団法は、廃止する。
(社会福祉・医療事業団法の廃止)

(社会福祉・医療事業団法の廃止に伴う経過措置)
七条 旧事業団法（第十条を除く。）の規定に

よりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

三種の他の行為とみなす。
八条 この法律における社会福祉法人の範囲については、旧事業団法附則第十条の規定により

なおその効力を有するものとされた旧社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十一号）附則第八項の規定は、なおその効力を有す

る。この場合において、同項中「この法律」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第二百六十六号）」と、「民法第三十四

四条の法人」とあるのは、一般財団法人とする。

(罰則の適用に関する経過措置)
第九条 附則第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第十条 附則第二条から第五条まで及び前十三条に定めるもののほか、機関の設立に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年一二月一三日法律第一〇五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで及び附則第十四条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条から第十三条まで及び第十四条の規定を準用する部分に限る。及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項(通則法第十四条の規定を準用する部分に限る)及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項(通則法第十四条の規定を準用する部分に限る)及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附則 (平成一六年六月二三日法律第一三〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成一六年六月二三日法律第一三〇号) 抄 (施行期日)

その効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一七年六月二九日法律第七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められたる日から施行する。

附則 (平成一七年六月二九日法律第七号) 抄 (施行期日)

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第三百九十二条 附則第一条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められたる日から施行する。

附則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄 (施行期日)

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に

する規定については、当該各規定。以下この項において同じ。の施行前にした行為及びこの附

則の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合におけるこの法律の施行後にした行為に

する規定については、当該各規定。以下この項

において同じ。の施行前にした行為及びこの附

則の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合におけるこの法律の施行後にした行為に

する規定については、当該各規定。以下この項

において同じ。の施行前にした行為及びこの附

則の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合におけるこの法律の施行後にした行為に

する規定については、当該各規定。以下この項

において同じ。の施行前にした行為及びこの附

て同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお努力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年五月七日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定並びに附則第九条第二項及び第三項、第十七条第三項並びに第二十条の規定

二 第一条中中小企業退職金共済法目次の改正規定(「・第三十一条」を「一第三十一条の二」に改める部分を除く。)、同法第六章中第五節を第六節とする改正規定、第七十五条の二第五項の改正規定、同章中第四節を第五節とし、第三節の次に一節を加える改正規定及び第八十八条の改正規定並びに第二条の規定(独立行政法人福祉医療機構法第五条第二項の改正規定を除く。)並びに附則第七条、第三十条及び第三十三条の規定

十月一日

(承継債権管理回収業務における納付金に関する経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の独立行政法人福利医療機構法附則第五条の二の規定は、同条第五項に規定する承継債権管理回収勘定における平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る納付金について、なお従前の例による。前項の規定に規定する承継債権管理回収勘定における平成二十七年四月一日以前に終了する事業年度に係る納付金については、なお従前の例による。独立行政法人福利医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の元本であつて、平成二十七年四月一日から同年九月三十日までに回収されたものの額については、平成二十八年一月三十一日までに年金特別会計に納付しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお努力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年一二月二六日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに連関する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るために改めて改進するための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百二号)第六条第二項各号に掲げる事項その他の必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第六条 第二条の規定による改正後の独立行政法人福利医療機構法附則第五条の二の規定は、同条第五項に規定する承継債権管理回収勘定における平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る納付金について、なお従前の例による。前項の規定に規定する承継債権管理回収勘定における平成二十七年四月一日以前に終了する事業年度に係る納付金については、なお従前の例による。独立行政法人福利医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の元本であつて、平成二十七年四月一日から同年九月三十日までに回収されたものの額については、平成二十八年一月三十一日までに年金特別会計に納付しなければならない。

附 則 (令和元年一月二二日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに連関する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るために改めて改進するための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百二号)第六条第二項各号に掲げる事項その他の必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人福利医療機構が施行日前に受けた申込みに係る貸付けに関する経過措置)

第三十六条 独立行政法人福利医療機構は、第二十条の規定による改正後の独立行政法人福利医療機構法(以下「改正後機構法」という。)第十二条第一項に規定する業務のほか、当分の間、独立行政法人福利医療機構が施行日前に受けた申込みに係る第二十八条の規定による改正後機構法(以下「改正前機構法」という。)第十二条第一項第十二号又は第十三号に規定する小口の資金の貸付けの業務を行うことができる。

第二十二条 前項に規定する小口の資金の貸付けの業務は、改正後機構法附則第五条の二第二項第一号又は改正後機構法附則第五条の二第二項第一号又は第二号に定める業務とみなす。

(業務の委託の認可に関する経過措置)

第三十七条 第二十八条の規定の施行の際現に改正前機構法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行っている金融機関への改正前機構法第十二条第一項第十二号及び第十三号に規定する業務の一部の委託については、施行日以後は、改正後機構法附則第五条の二第十七条の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受け行っている委託とみなす。

第二十三条 前項に規定する改正後機構法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受け行っている委託とみなす。

第二十四条 前項に規定する改正後機構法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受け行っている委託とみなす。

第二十五条 前項に規定する改正後機構法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受け行っている委託とみなす。

第二十六条 前項に規定する改正後機構法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受け行っている委託とみなす。

第二十七条 前項に規定する改正後機構法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受け行っている委託とみなす。

第二十八条 第二十八条の規定の施行の際に発行されている改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る改正前機構法第十七条第一項に規定する独立行政法人福利医療機構債券については、なお従前の例による。

第二十九条 独立行政法人福利医療機構による貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払の業務(独立行政法人福利医療機構による貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払の業務)による。

第三十条 独立行政法人福利医療機構は、改正後機構法附則第五条の二第五项に規定する年金担保債権管理回収業務を終えた後、改正後機構法第十二条第一項に規定する業務のほか、当分の間、次に掲げる業務を行うことができる。

一 改正後機構法附則第五条の二第十四項に規定する貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払を行う業務

二 前項各号に掲げる業務に要する費用は、改正後機構法附則第五条の二第五项の規定にかかる

六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げた改正規定を除く。)第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)第二十条の規定による改正後の独立行政法人福利医療機構は、第二十二条第一項に規定する改正後の独立行政法人福利医療機構法(以下「改正後機構法」という。)第十二条第一項に規定する業務のほか、当分の間、独立行政法人福利医療機構が施行日前に受けた申込みに係る第二十八条の規定による改正後機構法(以下「改正前機構法」という。)第十二条第一項第十二号又は第十三号に規定する小口の資金の貸付けの業務を行なうことができる。

第二十一条 この附則に規定する法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

第二十二条 前項に規定する業務のほか、当分の間、独立行政法人福利医療機構が施行日前に受けた申込みに係る第二十八条の規定による改正後機構法(以下「改正前機構法」という。)第十二条第一項第一項に規定する業務のほか、当分の間、独立行政法人福利医療機構が施行日前に受けた申込みに係る第二十八条の規定による改正後機構法(以下「改正前機構法」という。)第十二条第一項第十二号又は第十三号に規定する小口の資金の貸付けの業務を行なうことができる。

第二十三条 前項に規定する小口の資金の貸付けの業務は、改正後機構法附則第五条の二第二項第一号又は改正後機構法附則第五条の二第二項第一号又は第二号に定める業務とみなす。

(業務の委託の認可に関する経過措置)

第二十四条 前項に規定する改正後機構法第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受け行っている委託とみなす。

第二十五条 前項に規定する改正後機構法第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受け行っている委託とみなす。

第二十六条 前項に規定する改正後機構法第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受け行っている委託とみなす。

第二十七条 前項に規定する改正後機構法第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受け行っている委託とみなす。

第二十八条 第二十八条の規定の施行の際に発行されている改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る改正前機構法第十七条第一項に規定する独立行政法人福利医療機構債券については、なお従前の例による。

第二十九条 独立行政法人福利医療機構は、改正後機構法附則第五条の二第五项に規定する年金担保債権管理回収業務を終えた後、改正後機構法第十二条第一項に規定する業務のほか、当分の間、次に掲げる業務を行うことができる。

一 改正後機構法附則第五条の二第十四項に規定する貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払を行う業務

二 前項各号に掲げる業務に要する費用は、改正後機構法附則第五条の二第五项の規定にかかる

十二条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定

二から四まで 略

五 第九条及び第十一条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十八条 附則第三条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。